

令和2年第1回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和 2 年度市政執行の基本方針等について	P 7
2	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号））	P 14
3	さくら市印鑑条例の一部改正について	P 15
4	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 15
5	さくら市手数料条例の一部改正について	P 15
6	さくら市介護給付費準備基金条例の一部改正について	P 16
7	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	P 16
8	さくら市工場誘致条例の一部改正について	P 17
9	さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	P 17
10	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 17
11	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）	P 18
12	令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 19
13	令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 20
14	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	P 20
15	令和 2 年度さくら市一般会計予算	P 21
16	令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 25
17	令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 25
18	令和 2 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 26

番号	項 目 名	ページ
19	令和2年度さくら市介護保険特別会計予算	P 26
20	令和2年度さくら市水道事業会計予算	P 27
21	令和2年度さくら市下水道事業会計予算	P 28
22	市有財産の無償譲渡について	P 29
23	市道路線の認定について	P 29
24	さくら市監査委員の選任同意について	P 30
25	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 30
26	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 30
27	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 31
28	松島辺地、鷺宿辺地、下河戸北辺地、下河戸南辺地及び穂積辺地に係る総合整備計画の策定について	P 31
29	議案説明資料 参照法令等	P 32
30	さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 34
31	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 35
32	さくら市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 36
33	さくら市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 37
34	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例案新旧対照条文	P 38
35	さくら市工場誘致条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 45
36	さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 51
37	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 58

番号	項 目 名	ページ
38	さくら市市道認定調書	P 66

令和 2 年第 1 回さくら市議会定例会の開会にあたり、市政執行に臨む私の所信の一端を申し述べますとともに、令和 2 年度予算案、令和元年度補正予算案並びにその他の議案につきまして御説明申し上げます。

年頭には令和初春を迎え、本市にとって「令和」が素晴らしい時代となりますよう祈念致しました。本年は、東京^{ニーゼロニーゼロ}2020 オリンピック・パラリンピックが開催され、いつの時代になっても振り返られる“メモリアルイヤー”となる年であり、市民の皆様にも実感していただけるような成果をあげていくことに、一層注力してまいります。

さて、私が市長に就任してからは、第 2 次さくら市総合計画の着実な展開とそれを更に進化させるための進化プランの各種施策に取り組み、「暮らしを楽しめる、健康・里山・桜の^ま小^ち都市」実現のため、全力で取り組んでまいりました。

学力向上に関しては、全国学力・学習調査の結果がこの 2 年間で大幅に向上し、複数の学年で県内トップクラス入りと言えるほどであり成果が確実に見えております。

また、交流人口に関しては、平成 30 年度に 189 万人に達し、進化プランの目標を既に達成いたしました。移動手段の進化で

は、新たに「つういんコンタ号」の運行を開始いたしました。

さらに、企業誘致ではこれまで 11 社の誘致に成功するなど、本市の“進化”の芽を^だ萌すことができたものと考えております。

一方、財政状況を申し上げますと、各年度、厳寒の如き財政状況でありました。市町村合併以降、市の財政において大きな柱であった合併特例債は 99.9%執行済でほぼ終了したことに加え、地方交付税の激減緩和の措置としてピーク時には約 6 億 8 千万円が優遇的に交付されていた普通交付税については、15 年間あった特例期間が本年度(令和元年度)で終了いたします。

いわば年額 6 億円以上の歳入減に加えて、合併特例債を活用した大型事業については、償還の局面を迎えている訳であり、当該の公債費については令和 3 年度にピークとなります。当初からの計画通りとはいえ、これらのことから経常収支比率が昨年度から 4 ポイント悪化するなど財政の硬直化が進み、令和 2 年度予算編成は更に厳しいものとなっております。

今後は、医療、介護、福祉などの社会保障関連経費が急増する課題への対応、耐用年数を迎えていく公共施設等維持更新費用の増嵩など、厳しい財政状況は今後も続くことが確実であります。

そこで、私は今般、令和 2 年度の予算編成を開始するに当たって、令和 2 年度当初予算編成方針とともに、政策経営の基本的な考え方及び令和 2 年度に取り組む重点事項等を掲げた「令和 2 年度政策経営基本方針」を定めました。

それでは、政策経営基本方針を基に、令和 2 年度に取り組む主な事業について申し上げます。

令和 2 年度は第 2 次さくら市総合計画の後期基本計画並びに第 2 期さくら市まち・ひと・しごと総合戦略の策定年度となりますことから、近年の社会状況や本市の中長期的な将来を見据えるとともに、^{エスディジェーズ}SDGs の理念も取り入れながら、持続可能なさくら市の未来に向けた実効性のある計画策定を進めてまいります。

また、同計画の策定に合わせ、国の国土強靱基本法に基づく、「さくら市版国土強靱化計画」の策定にも取り組めます。

その上で、まず重点的に取り組むべきは、災害復旧と防災減災への対応です。台風 19 号で被災した農地、農業施設、生活基盤の復旧を国・県と連携し迅速に対応いたします。そして、いざという時、市民の自助共助が図られるような取組をはじめ、避難所・ハザードマップの見直しや関係機関との連携強化、庁内

体制について「防災・避難対策等検証会議」において検証し、施策実行を図ります。河川強化策としては、今般の荒川に迫った危難の克服に向け、定期的な河床整正の実施や堤防強化の早期実現に向け継続的に強く要望してまいります。また、五行川の改修の早期完成や江川の本格改修工事の実施に向けても取り組んでまいります。

さらに、内川、五行川が水位周知河川に指定され浸水想定区域が新たに設定される見込みであるため、早急に住民への周知を図ってまいります。特に被災リスクの高い喜連川市街地については、電柱に浸水想定深の現地表示を行い、地元住民はもとより観光客等の一時滞在者に対するリスク周知を実施いたします。

次に、暮らしを支える強固な経済基盤づくりでは、農産物の売上げ 1.2 倍を掲げましたが既に 5% 増を達成しました。さらなる向上のために、高収益作物の選定や新規作物導入支援、農地の集積・集約化を推進します。

具体的には、道の駅きつれがわでの農産物売上向上に向けた取組や新品種の導入や次代の農業を担う人材育成に対する支援を実施します。

また、商店の売上げを伸ばす取組や地元企業への支援、さらには企業誘致の促進を図ります。主な事業としては、昨年度に継続し、商店街の景観・ホスピタリティ向上事業に取り組みます。

機能的で住みやすい安全な都市機能では、氏家駅周辺整備として、駅東・西地区の面的な魅力向上の具体的な検討に着手するほか、喜連川市街地の魅力向上やお丸山の再生に向けた取組を推進いたします。また、国の交付金事業を活用し、5年間の集中的な取組として広域農道、市道、その他の生活道路など市民生活を支える道路ネットワークの整備に努めます。

主な事業として、氏家駅東地区魅力向上事業や地方創生道整備交付金を活用し、市道と広域農道等を一体的且つ効率的な整備を図ります。

文化薫る心豊かな人材育成では、学力向上、ICT教育の推進、給食センター整備に重点を置いて取り組んでまいります。主な事業としては、小中学生に対するタブレット導入を進めます。また、給食センターの早期着工を目指し基本構想の策定業務に着手いたします。さらに、スポーツ施設の充実として、新

たに総合公園にテニスなど多種目で利用できる「壁打ち施設」の整備に着手いたします。

福祉の充実と安心の社会保障においては、地域包括ケア体制の確立に向けた取組みを推進するとともに、高齢者の保健事業と介護の一体化の取組みも始まります。

また、課題であった待機児童については、本年4月には解消する見込みですが、引き続き取り組んでまいります。主な事業として、本年は4月から新たなスクールバスの運行を行います。このバスの運行の仕組みを換え、校外学習、市関連イベント実施時の2次交通、市民活動、自治会活動や高齢者サロン活動などの地域包括ケアに資する活用を検討してまいります。

最後に、積極的なシティプロモーションでは、東京^{ニ-ゼロニ-ゼロ}2020オリンピック・パラリンピック競技大会や市内で開催されるフットゴルフワールドカップについて、多様な手法を用いたシティプロモーションを進めます。また、桜の郷づくりを進め、本市が持つ地域の魅力を発信します。

主な事業としては、ハンガリートライアスロン選手団の事前キャンプ等をサポートするとともに、ハンガリーのホストタウ

ンとして、市民の方が一流アスリートやハンガリー文化等に触れる機会を創ってまいります。

また、フットゴルフワールドカップ期間中、関係者やギャラリーに市内を巡り楽しんでいただける取組を行います。そのほか、さくらテラスや道の駅きつれがわ、瀧澤家住宅リニューアル等での各種イベント・お祭り等の活性化支援や温泉、自然、歴史顕彰等あらゆる手段で、「ちょうどいい！」魅力の向上と発信に取り組めます。

桜の郷づくり事業については、引き続き市内各所に桜の植栽を進めるとともに、勝山公園・お丸山公園を桜の見本園とする取組を進めます。また、市民活動支援センターを4月よりオープンいたします。

以上、本年の市政推進にあたっての所信と取組の一端について申し上げます。

本年も、不断の努力を積み重ね、市民生活にもっとも身近な基礎自治体としての役割を果たし、新たな時代に即した進化に向けて努力してまいりますので、市議会議員並びに市民の皆様の一層のご理解ご支援賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件、条例 8 件、予算 11 件及びその他の議案 7 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要についてご説明申し上げます。

専決処分第 1 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 10 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,200 万円を追加し、予算の総額を 194 億 7,040 万 6 千円といたしました。

歳入では、14 款国庫支出金で、持続的生産強化対策事業費補助金 1,200 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、6 款農林水産業費で、台風 19 号の被災による稲わら撤去費支援として、持続的生産強化対策事業費 1,200 万円を

追加し、計上いたしました。

議案第 2 号は、さくら市印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人の印鑑登録を行えるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険事業の健全及び適正化を図るため、保険税の課税限度額を改正するものであります。

議案第 4 号は、さくら市手数料条例の一部改正についてであります。

本案は、航空写真付き地番図又は電磁媒体の交付を行えるよ

うにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、さくら市介護給付費準備基金条例の一部改正についてであります。

本案は、保険給付の財源が不足する場合に限り基金を処分することができることとされていますが、介護保険の財政の均衡を保つため、地域支援事業や保健福祉事業などについても必要な財源に充てることのできるようにするために、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、関連する条項の規定を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市工場誘致条例の一部改正についてであります。

本案は、更なる企業誘致の推進及び産業の振興を図るため、奨励金制度の拡充及び誘致対象を拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯が新たに創設されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、国土交通省から示されている公営住宅管理標準条例

(案)の一部改正に伴い、入居者及び同居人の資格要件等に重複がある規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3,399 万 9 千円を追加し、予算の総額を 195 億 440 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものは、14 款国庫支出金で、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 3,884 万 6 千円を追加、18 款繰入金で、財政調整基金繰入金 2 億 2,826 万 4 千円、減債基金繰入金 2 億 9,197 万 6 千円を減額、19 款繰越金で、前年度繰越金 6 億 3,750 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、8 款土木費で、区画整理事業特別会計繰出金 4,003 万 6 千円、10 款教育費で、学校 ICT 管理事業費 7,769 万 3 千円を追加、幼稚園事業費 1,190 万円を減額、11 款災害復旧費で、農業用施設災害復旧事業費 3,068 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、特別養護老人ホーム整備助成事業ほか 10 件を追加、農業用施設災害復旧事業を変更するものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、氏家児童センター指定管理業務委託を追加、災害条例資金利子補給事業を廃止するものであ

ります。

第 4 表地方債の補正は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債を追加、児童館整備事業債ほか 5 件の限度額を変更するものであります。

議案第 11 号は、令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 2,203 万 3 千円を減額し、予算の総額を 4 億 2,698 万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、保留地処分収入 8,873 万 3 千円を減額、3 款繰入金で、一般会計繰入金 4,003 万 6 千円、4 款繰越金で、前年度繰越金 3,296 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、1 款土地地区画整理事業費で、上阿久津台地土地地区画整理事業費 2,203 万 3 千円を減額し、計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、上阿久津台地土地地区画整理事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表地方債の補正は、上阿久津台地土地地区画整理事業債の

限度額を変更するものであります。

議案第 12 号は、令和元年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 2,823 万 7 千円を追加し、予算の総額を 44 億 9,175 万 4 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、財政調整基金繰入金 1 億 1,213 万 4 千円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 2 億 4,037 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 8,450 万 5 千円、一般被保険者高額療養費 3,637 万 8 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 581 万 6 千円を追加し、予算の総額を 32 億 6,946 万円とするものであります。

歳入の主なものは、4 款支払基金交付金で、介護給付費交付金 540 万円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 2,162 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款保険給付費で、地域密着型介護サービス給付事業費 2,000 万円を減額、5 款基金積立金で、基金積立金 2,721 万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 14 号は、令和 2 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申しあげました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和 2 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 182 億円に対しまして、0.5%増の 183 億円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、過去の収納実績等を考慮し、市税全体として前年度比 1,451 万 4 千円増の 67 億 714 万円を計上いたしました。

2 款地方譲与税、及び 3 款から 10 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、13 億 2,300 万円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政

計画に基づく試算に加え、普通交付税の合併算定替終了や震災復興特別交付税の減額を見込み、対前年度比 4 億 7,270 万 1 千円減の 23 億 2,100 万円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、24 億 8,265 万 9 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、地方創生道整備交付金など土木費補助金であります。

16 款県支出金は、14 億 5,392 万 3 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、多面的機能支払交付金など農業費補助金であります。

17 款財産収入は、1 億 192 万 5 千円で、主なものは、市有地売払収入であります。

19 款繰入金は、11 億 7,412 万 2 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、7 億 3,528 万 4 千円を計上いたしました。

22 款市債は、12 億 2,180 万円で、主なものは、臨時財政対策債、市道整備事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、1 億 7,395 万 9 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、20 億 3,414 万円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などです。

3 款民生費は、64 億 128 万 9 千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、保育園費、児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費などです。

4 款衛生費は、11 億 2,207 万 7 千円で、その主なものは、各種がん検診事業費、氏家上水道第二次拡張出資事業費、定期予防接種事業費、清掃費各種負担金、ごみ収集事業費などです。

5 款労働費は、50 万円で、勤労者住宅資金融資事業費です。

6 款農林水産業費は、5 億 8,116 万 2 千円で、その主なものは、農業次世代人材投資事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などです。

7 款商工費は、9 億 2,472 万 9 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、商店街の景観・ホスピタリティ向上事業費、温泉施設維持管理事業費などです。

8 款土木費は、18 億 4,657 万 6 千円で、その主なものは、道

路維持補修事業費、道路改良事業費、市道U1-10号道路改良事業費、下水道事業会計負担金、上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金、都市公園管理事業費などであります。

9款消防費は、7億4,789万6千円で、その主なものは、消防団運営事業費、塩谷広域行政組合消防費負担金などであります。

10款教育費は、26億5,455万8千円で、その主なものは、非常勤講師活用事業費、学校ICT管理事業費、幼稚園事業費などあります。

11款災害復旧費では、300万円を、12款公債費では、17億9,011万4千円を、13款予備費では、2,000万円をそれぞれ計上いたしました。

つぎに、第2表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか3件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第3表地方債は、臨時財政対策債ほか13件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和2年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 15 号は、令和 2 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地
地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 2 年度予算の総額は、4 億 2,279 万 4 千円と決めました。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、1 億 5,096 万円、3 款繰
入金で、一般会計からの繰入金 1 億 2,647 万 4 千円、6 款市債
で、1 億 530 万円を、歳出の主なものは、1 款土地地区画整理事業
費で、2 億 4,174 万 9 千円をそれぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債は、上阿久津台地土地地区画整理事業債の限度額、
起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

議案第 16 号は、令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計予
算であります。

令和 2 年度予算の総額は、41 億 1,578 万 8 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、8 億 9,859 万 8
千円、5 款県支出金で、29 億 5,105 万 2 千円、8 款繰入金で、2
億 5,939 万 4 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、
28 億 4,557 万 4 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、11 億
9,512 万 9 千円をそれぞれ計上いたしました。

第 2 表債務負担行為は、特定健康診査等業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであります。

議案第 17 号は、令和 2 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 2 年度予算の総額は、4 億 5,936 万 7 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、3 億 5,268 万 6 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 9,751 万 7 千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、4 億 4,240 万 5 千円をそれぞれ計上いたしました。

第 2 表債務負担行為は、健康診査業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであります。

議案第 18 号は、令和 2 年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和 2 年度予算の総額は、32 億 6,810 万 4 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款保険料で、7 億 1,666 万 6 千円、3 款

国庫支出金で、7億4,523万2千円、4款支払基金交付金で、8億3,304万2千円、8款繰入金で、一般会計からの繰入金など5億3,018万2千円を、歳出の主なもの、2款保険給付費で、29億9,033万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、令和2年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第19号は、令和2年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第2条に定める業務を執行するため、予算第3条に定める収益的収入及び支出について、収入第1款水道事業収益予定額を8億7,698万1千円、支出第1款水道事業費用予定額を8億1,327万9千円と決めました。

また、予算第4条に定める資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入予定額を4億1,633万円、支出第1款資本的支出予定額を8億4,098万1千円と決めました。

予算第5条企業債は、上水道拡張事業工事費及び未普及地域

解消事業工事費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 2 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 20 号は、令和 2 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 11 億 913 万 7 千円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 9 億 5,354 万 3 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 5 億 438 万 9 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 8,274 万 3 千円と決めました。

予算第 5 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定

めるものであります。

以上が、令和 2 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 21 号は、市有財産の無償譲渡についてであります。

本案は、障害者福祉施設として貸付ける予定の伝馬町倉庫用地につきまして、施設建設のため不要となることから現存する倉庫等の建物を除却することを条件として社会福祉法人^{けいゆうかい}恵友会に無償譲渡するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 22 号は、市道路線の認定についてであります。

一般県道上高根沢氏家線の整備に伴う県道移管及び開発行為によって設置された開発道路について、市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 23 号は、さくら市監査委員の選任同意についてであります。

本案は、現委員の江連^{えづれとしお}敏夫氏が令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏をさくら市監査委員に選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 24 号から議案第 26 号は、さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。

議案第 24 号は、現委員の佐々木^{さ さ き けいすけ}啓祐氏の任期が、令和 2 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 25 号は、現委員の伊藤^{い どう よしあき}喜章氏が令和 2 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、新たに堀江^{ほり え ひかる}光氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第 26 号は、現委員の加藤^{かとうこうじ}幸治氏が令和 2 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、新たに津浦^{つうらたかお}孝夫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第 27 号は、松島^{まつしまへんち}辺地、鷺宿^{わしじゆくへんち}辺地、下河戸^{しもこうときたへんち}北辺地、下河戸^{しもこうと}南^{みなみへんち}辺地及び穂積^{ほづみへんち}辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、市道・農道整備、消防施設の整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) (5) 略
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) (15) 略

2 略

(専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

(監査委員の設置及び定数)

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる

(選任及び兼職禁止)

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が 潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 6 略

◎ **地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）**

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 9 略

◎ **道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）**

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 5 略

◎ **辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）**

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 以下「総合整備計画」という。 を定めることができる。

2 8 略

改 正 案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第 2 条 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者 (満 15 歳未満の者及び意思能力を有しない者 (満 15 歳未満の者を除く。以下同じ。)) を除く。) は、1 人 1 個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)) の記載 (住民基本台帳法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)) をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)) がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民 (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)) に係る住民票の通称 (住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)) の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(登録原票の抹消)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第 2 条 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者 (満 15 歳未満の者及び<u>成年被後見人</u> _____ を除く。) は、1 人 1 個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)) の記載 (住民基本台帳法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)) をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。)) がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民 (住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)) に係る住民票の通称 (住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)) の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(登録原票の抹消)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 後見登記の通知を受けたとき。</u></p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61 万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>61 万円</u>を超える場合には、<u>61 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58 万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58 万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が <u>58 万円</u>を超える場合には、<u>58 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

さくら市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市手数料条例（平成17年さくら市条例第67号）

(1/1)

改 正 案					現 行				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
種類	単位	金額	徴収の 時期	備考	種類	単位	金額	徴収の 時期	備考
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(64) 略	略	略	略	略	(64) 略	略	略	略	略
(65) <u>地番図</u> <u>の複写の交</u> <u>付</u>	1枚に つき	200円（航 空写真付き で交付する 場合にあつ ては500 円、磁気媒 体により交 付する場合 にあつては 10,000円）	航空の とき	磁気媒 体によ り交付 する場 合は、航 空写真 は、附属 しない。	(65) 略	略	略	略	略
(66) 略	略	略	略	略	(66) 略	略	略	略	略
(67) 略	略	略	略	略	(67) 略	略	略	略	略
(68) 略	略	略	略	略	(68) 略	略	略	略	略

さくら市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市介護給付費準備基金条例（平成17年さくら市条例第79号）（1/1）

改 正 案	現 行
<p><u>（処分）</u></p> <p><u>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、これを処分することができる。</u></p> <p><u>（1） 介護保険の事業運営期間内における給付費等の変動により財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げるもののほか、介護保険の財政の均衡を保つために必要な財源に充てるとき。</u></p>	<p><u>（処分）</u></p> <p><u>第6条 基金は、保険給付の財源が不足する場合において、当該不足額を補てんするときに限り処分することができる。</u></p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (1/7)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法第 6 条及び第 7 条並びに<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> (平成 26 年内閣府令第 39 号) 第 2 条の規定による。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第 13 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費 (法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下 _____ 同じ。) の支給を受けた場合は、当該教育・保育給付認定保護者に対し、当該施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 34 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費 (法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。) を、それぞれ含むものとして、前款 (第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設 (特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、法第 6 条及び第 7 条並びに<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u> _____ (平成 26 年内閣府令第 39 号) 第 2 条の規定による。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第 13 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費 (法第 27 条第 1 項の施設型給付費という。以下この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項において同じ。) の支給を受けた場合は、当該教育・保育給付認定保護者に対し、当該施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第 34 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費 (法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。) を、それぞれ含むものとして、前款 (第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設 (特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (2/7)

改 正 案	現 行
<p>に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども (特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款 (第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども (特別利用保育を</u></p>	<p>に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「<u>除く</u>」とあるのは「<u>除き、特別利用保育を受ける者を含む</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款 (第 5 条第 3 項及び第 6 条第 2 項を除く。) の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第 12 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u></p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (3/7)

改 正 案	現 行
<p>受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第 36 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）第 23 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条例第 23 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条例第 23 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第 49 条 第 7 条から第 13 条まで（第 9 条及び第 12 条を除く。）、第 16 条から第 18 条まで及び第 22 条から第 32 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 10 条中「<u>教育・保育給付認定子どもについて</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）<u>について</u>」と、第 11 条の見出し中「<u>教育・保育</u>」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第 13 条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第 1 項中「<u>施設型給付費</u>（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下_____）」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 49 条において準用する第 18</p>	<p>_____）」とする。</p> <p>第 36 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 22 号）第 23 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条例第 23 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 41 条第 3 項第 1 号において同じ。）にあつては 6 人以上 19 人以下とし、小規模保育事業 C 型（同条例第 23 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 3 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第 49 条 第 7 条から第 13 条まで（第 9 条及び第 12 条を除く。）、第 16 条から第 18 条まで及び第 22 条から第 32 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 10 条中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」_____とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）_____」と、第 11 条の見出し中「<u>教育・保育</u>」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第 13 条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第 1 項中「<u>施設型給付費</u>（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下<u>この項、第 18 条及び第 35 条第 3 項</u>）」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 18 条</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (5/7)

改 正 案	現 行
<p>みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 12 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。</p> <p style="text-align: center;">(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第 51 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（<u>特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。</u>）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供</p>	<p>みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 12 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。</p> <p style="text-align: center;">(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第 51 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（<u>特定満 3 歳未満保育認定子どもに限る。</u>）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (6/7)

改 正 案	現 行
<p>(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども <u>(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)</u>に係る第 12 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>(利用料及び特定費用の額の受領)</p> <p>第 54 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 16 に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)</p> <p>第 55 条 略</p> <p>2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他<u>施設等利用費</u>の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p> <p>(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)</p> <p>第 57 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども <u>(法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)</u>に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施</p>	<p>(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども _____ _____に係る第 12 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>(利用料及び特定費用の額の受領)</p> <p>第 54 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 16 に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)</p> <p>第 55 条 略</p> <p>2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他<u>施設等利用給付費</u>の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p> <p>(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)</p> <p>第 57 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども _____ _____に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施</p>

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例 (平成 26 年さくら市条例第 23 号) (7/7)

改 正 案	現 行
<p>設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第 59 条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども_____</p> <p>_____又はその</p> <p>家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 3 条 削除</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 36 条第 1 項中「6 人以上 10 人以下」とあるのは「6 人以上 15 人以下」とする。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第 5 条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第 59 条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども<u>(法第 30 条の 8 第 1 項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(利用定員に関する経過措置)</u></p> <p>第 3 条 <u>小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 36 条第 1 項中「6 人以上 10 人以下」とあるのは「6 人以上 15 人以下」とする。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p align="center"><u>さくら市企業誘致条例</u></p> <p>目的</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市内への企業の立地を促進することにより、産業の振興及び雇用の増大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。</u></p> <p>定義</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 物品の製造、加工、工作又は修理の用に供することを<u>目的として建設された建物、物流施設、研究施設、研修施設、事務所等又はこれらに関連する償却資産をいう。</u></p> <p>(2) ホテル等 旅 業法 昭和 23 年法律第 138 号 <u>第 2 条第 2 項に規定する旅 ・ホテル営業及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 昭和 23 年法律第 122 号 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建物、設備等又はこれらに関連する償却資産を除く。をいう。</u></p> <p>(3) 企業 営利を目的として市内に工場等又はホテル等を設置する法人又は個人をいう。</p> <p>(4) 事業用施設 企業が市内に設置し、又は所有する<u>工場等及びホテル等をいう。</u></p> <p>(5) _____ <u>新設 事業用施設</u> _____ _____ <u>を新設する場合をいう。</u></p> <p>(6) _____ <u>増設 _____ 事業規模を拡大する目的で既存の事業用施設と同一業種の事業用施設を設置し、又は当該事業用施設の敷地内若しくはこれに隣接して事業用施設を増設する場合をいう。</u></p> <p>_____ _____ _____</p> <p>(7) 常用雇用者 雇用保険法 昭和 49 年法律第 116</p>	<p align="center"><u>さくら市工場誘致条例</u></p> <p>目的</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市内に工場等の新設又は工場等の増設を奨励促進し、産業の振興を図る</u> _____ <u>ことを目的とする。</u></p> <p>定義</p> <p>第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 物品の製造、加工、工作又は修理の用に供することを<u>目的で</u> _____ <u>建設された建物、物流施設、研究施設、研修施設、事務所等又はこれらに関連する償却資産をいう。</u></p> <p>(2) <u>工場等の新設</u> 営利を目的として物を製造又は加工するために作業を行う施設及び設備を有する<u>工場等</u>を新設する場合をいう。</p> <p>(3) <u>工場等の増設</u> 既に工場等を有する者が事業規模を拡大する目的で<u>当該工場等と</u> _____ <u>同一業種の工場等</u> _____ <u>を設置し、又は当該工場等敷地内</u> _____ <u>若しくはこれに隣接して工場等</u> _____ <u>を増設する場合をいう。</u></p> <p>(4) <u>常時使用する従業員</u> 当該工場等において給料、賃金、手当その他これらの性質を有する給与の支払を受ける基本従業員をいい、臨時に使用する者は含まない。</p>

改 正 案	現 行
<p>号 第4条第1項に規定する被保険者をいう。</p> <p>(8) 営業開始 新設又は増設した事業用施設が稼働すること によって初めて物を製造若しくは加工し、その製品を供給し又は営業サービスを提供し得るに至った状態をいう。</p> <p>(9) 市の指定する区域 市内の都市計画法 昭和43年法律第100号 第8条第1項第1号に規定する用途地域内の工業専用地域、準工業地域、工業地域及び国土利用計画法 昭和49年法律第92号 第8条第1項の規定により定められたさくら市土地利用調整基本計画における工業 誘導ゾーンをいう。</p> <p>(10) 投下固定資産総額 新設又は 増設に要した固定資産 地方税法 昭和25年法律第226号 第341条に規定するものをいう。の取得額の合計額をいう。</p> <p>奨励措置</p> <p>第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため事業用施設の用に供する土地 以下「用地」という。を取得若しくは賃借し、又は新設 若しくは増設 を行う企業 に対して、次に掲げる奨励措置を講じることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 用地又は建物その他の施設の斡旋</p> <p>2 前項第1号の 奨励金 以下「奨励金」という。の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 工場等立地奨励金</p> <p>(2) ホテル等立地奨励金</p> <p>(3) 用地取得奨励金</p> <p>(4) 賃借型工場等設置奨励金</p> <p>奨励措置基準</p> <p>第4条 奨励金の交付要件、交付期間及び交付金額等は、別表に掲げるとおりとする。</p>	<p>(5) 操業開始 新設又は増設した工場等 がその全稼働 増設にあつては増設部分について によって初めて物を製造又は 加工し、その製品を供給し 得るに至った状態をいう。</p> <p>(6) 市の指定する区域 市内の都市計画法 昭和43年法律第100号 による 用途地域内の工業専用地域、準工業地域、工業地域及び市土地利用調整基本計画 における工業・業務系誘導ゾーン</p> <p>(7) 投下固定資産総額 工場等の新設又は工場等の増設に要した固定資産 地方税法 昭和25年法律第226号 第341条に規定するものをいう。の取得額の合計 奨励措置</p> <p>第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため工場等の用地 を取得若しくは賃借し、又は工場等の新設若しくは工場等の増設を行う法人若しくは個人に対して、次に掲げる奨励措置を講じることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土地又は建物等の 施設の斡旋</p> <p>2 前項第1号に規定する奨励金 の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 工場等立地奨励金 以下「立地奨励金」という。</p> <p>(2) 用地取得奨励金 以下「取得奨励金」という。</p> <p>(3) 賃借型工場等設置奨励金 以下「設置奨励金」という。</p> <p>奨励措置基準</p> <p>第4条 前条に規定する奨励金の交付要件、交付期間及び交付金額等は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>奨励措置の制限</p> <p>第5条 設置奨励金の交付対象となった工場等用地又</p>

改 正 案	現 行										
<p>申請及び指定</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 項の <u>奨励措置</u> 以下「<u>奨励措置</u>」<u>という。</u>を受けようとする<u>企業は、規則の定めるところにより、あらかじめ申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の申請書を受理したときは、これを審査し、<u>適当と認めた場合は、当該申請書を提出した企業に対し、指定事業者としての指定を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">指定の継承</p> <p>第 6 条 合併、譲渡、相続その他の理由により指定事業者 <u>前条第 2 項の指定事業者をいう。以下同じ。</u>からその<u>事業用施設</u>を継承した場合は、<u>当該継承した企業が被指定事業者として、当該指定事業者が受けていた奨励措置を受けることができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">担保の禁止</p> <p>第 7 条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">指定の取消し</p> <p>第 8 条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">報告及び立入調査</p> <p>第 9 条 市長は、<u>必要があると認めるときは、当該指定事業者に対し</u> _____、報告及び資料の提出を求め、<u>当該事業用施設</u>の立入調査をすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>企業誘致委員会</u></p> <p>第 10 条 <u>企業誘致に関する総合的計画、奨励措置</u> の内容、第 6 条 _____に規定する指定事業者の指定、第 9 条に規定する指定の取消しその他重要な事項を審議するため、<u>さくら市企業誘致委員会</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">委任</p> <p>第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p> <p>別表 第 4 条、第 8 条関係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>工場等立地奨励金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">交付要件</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">奨励金 額</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">交付期 間</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">限度額</td> </tr> </table>		交付要件	奨励金 額	交付期 間	限度額	<p>は<u>工場等は、立地奨励金及び取得奨励金の交付対象としない。</u></p> <p>申請及び指定</p> <p>第 6 条 第 3 条に規定する奨励措置 _____ _____を受けようとする者は _____、<u>あらかじめ申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、_____申請書を受理したときは、これを審査し、<u>適当と認めた者</u> _____ _____に対し<u>指定事業者の</u> _____ 指定を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">指定の継承</p> <p>第 7 条 合併、譲渡、相続その他の理由により指定事業者 _____ _____からその<u>工場等</u> _____を継承した場合は、<u>継承人</u> _____ _____が被指定事業者として _____ _____奨励措置を受けることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保の禁止</p> <p>第 8 条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">指定の取消し</p> <p>第 9 条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">報告及び立入調査</p> <p>第 10 条 市長は、<u>奨励金を交付している指定事業者に対し必要があると認めるときは、報告及び資料の提出を求め、当該工場等 _____</u>の立入調査をすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>工場誘致委員会</u></p> <p>第 11 条 <u>工場誘致に関する総合的計画及び奨励措置</u>の内容並びに第 6 条に規定する指定事業者の指定、第 9 条に規定する指定の取消しその他重要な事項を審議するため、<u>さくら市工場誘致委員会</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">委任</p> <p>第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で _____</u>定める。</p> <p>別表 第 4 条、第 9 条関係</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>工場等立地奨励金</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">交付要件</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">奨励金 額</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">交付期 間</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">限度額</td> </tr> </table>		交付要件	奨励金 額	交付期 間	限度額
	交付要件	奨励金 額	交付期 間	限度額							
	交付要件	奨励金 額	交付期 間	限度額							

改 正 案				現 行					
市 の 指 定 す る 区 域	・投下固定資産総額〔固定 5,000 万円以上 ・用地取得後 5 年以内 の営業開始 ・固定資産税の完納 ・常用雇用者 5 人以上	〔固定 資産税 ・都市 計画税 相当額	5 年	1 指定 事業者 各年 上限な し	市 の 指 定 す る 区 域	・投下固定資産総額〔固定 5,000 万円以上 10 億 円未満 ・用地取得後 3 年以内 の操業開始 ・固定資産税の完納 ・常時使用する従業員 が 5 名以上	〔固定 資産税 ・都市 計画税 の 1/2	3 年	1 指定 事業者 各年 1,000 万円
上 記 以 外 の 区 域	・投下固定資産総額〔固定 5,000 万円以上 ・用地取得後 5 年以内 の営業開始 ・固定資産税の完納 ・常用雇用者 5 人以上	〔固定 資産税 ・都市 計画税 の 1/2	5 年	1 指定 事業者 各年 1 億円	上 記 以 外 の 区 域	・投下固定資産総額 10 億円以上 100 億円未 満 ・用地取得後 3 年以内 の操業開始 ・固定資産税の完納 ・常時使用する従業員 が 5 名以上			1 指定 事業者 各年 5,000 万円
備考									
1 交付要件のうち用地取得後 5 年以内の営業開始については、増設する場合又は市長が特に必要と認める場合は、適用しない。									
2 奨励金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。									
ホテル等立地奨励金									
	交付要件	奨励金 額	交付期 間	限度額	上 記 以 外 の 区 域	・投下固定資産総額〔固定 5,000 万円以上 10 億 円未満 ・用地取得後 3 年以内 の操業開始 ・固定資産税の完納 ・常時使用する従業員 が 5 名以上	〔固定 資産税 ・都市 計画税 の 1/3	3 年	1 指定 事業者 各年 500 万円
区 域 の 別 な し	・投下固定資産総額〔固定 5,000 万円以上 ・用地取得後 5 年以内 の営業開始 ・固定資産税の完納 ・常用雇用者 5 人以上 ・次の各号に掲げる場 合に応じて当該各号 に掲げる要件 (1) 新設する場合 客室 30 室以上又は 収容人員 100 人以 上であること。	〔固定 資産税 ・都市 計画税 相当額	5 年	1 指定 事業者 各年 上限な し	上 記 以 外 の 区 域	・投下固定資産総額 10 億円以上 100 億円未 満 ・用地取得後 3 年以内 の操業開始 ・固定資産税の完納			1 指定 事業者 各年 2,500 万円

改 正 案				現 行																																			
<p>(2) 増設する場合 客室を10室以上増設し、かつ、増設後は客室30室以上又は収容人員100人以上であること</p>				<p>・常時使用する従業員が5名以上 ・投下固定資産総額100億円以上 ・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産税の完納 ・常時使用する従業員が10名以上</p>																																			
<p>備考</p> <p>1 交付要件のうち「用地取得後5年以内の営業開始」については、増設する場合又は市長が特に必要と認める場合は、適用しない。</p> <p>2 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>用地取得奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>区 域 の 別 な し</p> <p>・工場等立地奨励金又はホテル等立地奨励金のいずれかの交付要件を満たしていること。 ・1,000以上の用地を取得していること。 ・用地代金割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金の支払が完了していること。 ・用地取得後5年以内の営業開始 ・固定資産税の完納</p> </td> <td> <p>用地の購入価額に100分の10を乗じた金額</p> </td> <td>1年</td> <td>1指定事業者 1,000万円割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>賃借型工場等設置奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>区 域</p> <p>・用地 工場等の用に供する土地に限る。以下</p> </td> <td>年間賃借価額</td> <td>5年</td> <td>1指定事業者</td> </tr> </tbody> </table>				交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	<p>区 域 の 別 な し</p> <p>・工場等立地奨励金又はホテル等立地奨励金のいずれかの交付要件を満たしていること。 ・1,000以上の用地を取得していること。 ・用地代金割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金の支払が完了していること。 ・用地取得後5年以内の営業開始 ・固定資産税の完納</p>	<p>用地の購入価額に100分の10を乗じた金額</p>	1年	1指定事業者 1,000万円割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	<p>区 域</p> <p>・用地 工場等の用に供する土地に限る。以下</p>	年間賃借価額	5年	1指定事業者	<p>備考</p> <p>1 交付要件のうち「用地取得後3年以内の操業開始」については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 敷地面積20ヘクタール以上で市長が特に認めた場合は、10年を限度に延長することができる。</p> <p>(2) 工場等の増設を行う場合は、用地取得からの年数を適用しない。</p> <p>2 奨励金額1,000円未満は、切り捨てとする。</p> <p>用地取得奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>市 の 指 定 す る 区 域</p> <p>・1,000以上の工場等に供する土地を取得していること。 ・土地代金割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金の支払が完了していること。 ・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産税の完納</p> </td> <td> <p>土地の購入価額に100分の10を乗じた金額</p> </td> <td>1年</td> <td>1指定事業者 1,000万円割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 奨励金額1,000円未満は切り捨てとする。</p> <p>賃借型工場等設置奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付要件</th> <th>奨励金額</th> <th>交付期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>市</p> <p>・工場等用地又は工場等</p> </td> <td>年間賃借額</td> <td>3年</td> <td>1指定</td> </tr> </tbody> </table>				交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	<p>市 の 指 定 す る 区 域</p> <p>・1,000以上の工場等に供する土地を取得していること。 ・土地代金割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金の支払が完了していること。 ・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産税の完納</p>	<p>土地の購入価額に100分の10を乗じた金額</p>	1年	1指定事業者 1,000万円割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。	交付要件	奨励金額	交付期間	限度額	<p>市</p> <p>・工場等用地又は工場等</p>	年間賃借額	3年	1指定
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																																				
<p>区 域 の 別 な し</p> <p>・工場等立地奨励金又はホテル等立地奨励金のいずれかの交付要件を満たしていること。 ・1,000以上の用地を取得していること。 ・用地代金割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金の支払が完了していること。 ・用地取得後5年以内の営業開始 ・固定資産税の完納</p>	<p>用地の購入価額に100分の10を乗じた金額</p>	1年	1指定事業者 1,000万円割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。																																				
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																																				
<p>区 域</p> <p>・用地 工場等の用に供する土地に限る。以下</p>	年間賃借価額	5年	1指定事業者																																				
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																																				
<p>市 の 指 定 す る 区 域</p> <p>・1,000以上の工場等に供する土地を取得していること。 ・土地代金割賦により取得する場合は、契約に基づく一時金の支払が完了していること。 ・用地取得後3年以内の操業開始 ・固定資産税の完納</p>	<p>土地の購入価額に100分の10を乗じた金額</p>	1年	1指定事業者 1,000万円割賦により取得する場合は、利息相当額を除く。																																				
交付要件	奨励金額	交付期間	限度額																																				
<p>市</p> <p>・工場等用地又は工場等</p>	年間賃借額	3年	1指定																																				

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号）（1/7）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は<u>柵</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>(2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は<u>柵</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>(3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は<u>柵</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>(4)～(14) 略</p> <p>(15) <u>自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は<u>柵</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <hr/> <p>(22) <u>計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「規則」という。）で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で規則で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は<u>さく</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>(2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は<u>さく</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>(3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は<u>さく</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p> <p>(4)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は<u>さく</u> その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) <u>計画交通量 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）第2条第21号に規定する計画交通量をいう。</u></p>

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号）（2/7）

改 正 案	現 行
<p>(23) 略</p> <p>(24) 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、<u>車道（自転車通行帯を除く。）</u>。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通す<u>ことができる距離</u>を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>2 略 （道路の区分）</p> <p>第3条 市道の区分は、<u>道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）</u>第3条に定めるところによる。 （車線等）</p> <p>第4条 車道（副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量がきわめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 （車線の分離等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、<u>柵</u>その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。</p> <p>8・9 略 （副道）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>(22) 略</p> <p>(23) 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、<u>車道</u>。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。</p> <p>2 略 （道路の区分）</p> <p>第3条 市道の区分は、<u>令</u>第3条に定めるところによる。 （車線等）</p> <p>第4条 車道（副道、<u>停車帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道<u>の</u>幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量がきわめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に<u>狭窄部</u>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。 （車線の分離等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、<u>さく</u>その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。</p> <p>8・9 略 （副道）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道<u>の</u>幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（自転車通行帯）</p> <p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（自転車道）</p> <p>第10条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除</u></p>	<p style="text-align: center;">（自転車道）</p> <p>第10条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</u></p> <hr/> <p>_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（_____前項に規定する道路を除</p>

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号） (4/7)

改 正 案	現 行
<p>く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>(自転車歩行者道)</p>	<p>(自転車歩行者道)</p>
<p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道_____を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>(歩道)</p>	<p>(歩道)</p>
<p>第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>(曲線部の車線等の拡幅)</p>	<p>(曲線部の車線等の拡幅)</p>
<p>第20条 車道の曲線部においては、設計車両（令第4条第2項に規定する設計車両をいう。）及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>第20条 車道の曲線部においては、設計車両（令第4条第2項の設計車両_____をいう。）及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>(舗装)</p>	<p>(舗装)</p>
<p>第26条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の</p>	<p>2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の</p>

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 ○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号）（5/7）

改 正 案	現 行
<p>輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>（鉄道等との平面交差）</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>（待避所）</p> <p>第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合に</p>	<p>輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則</p> <p>_____で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>（鉄道等との平面交差）</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>（待避所）</p> <p>第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合に</p>

さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年さくら市条例第24号） (6/7)

改 正 案	現 行
<p>においては、横断歩道橋等、<u>柵</u>、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(自動車駐車場等)</p> <p>第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所及び<u>非常駐車帯</u>を設けるものとする。</p> <p>(防雪施設その他の防護施設)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、<u>柵</u>、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。</p> <p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）に関し必要な事項は、規則で定めるところによる。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、<u>第8条の2第3項</u>、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>においては、横断歩道橋等、<u>さく</u>、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(自動車駐車場等)</p> <p>第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、<u>非常駐車帯</u>その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>(防雪施設その他の防護施設)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、<u>さく</u>、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。</p> <p>(橋、高架の道路等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）に関し必要な事項は、規則で定める_____。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条_____、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後については、158,000円）</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 市内に住所又は勤務場所を有する_____こと。</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが<u>明らか</u>であること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 市税等を滞納していない_____こと。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後_____は、158,000円）</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 市内に住所又は勤務場所を有する<u>者である</u>こと。</p> <p>(4) 現に住宅に困窮していることが<u>明らかなる者</u>であること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 市税等を滞納していない<u>者である</u>こと。</p> <p>2～5 略</p>
<p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は<u>風教上</u>不適当な居住状態にある者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、<u>住宅困窮順位</u>の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に規則で定める<u>入居者選考委員会</u>の意見を聴いて定める。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している<u>寡婦（寡夫）</u>、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に</p>	<p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は<u>風致上</u>不適当な居住状態にある者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において<u>住宅困窮順位</u>の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に規則で定める<u>入居者選考委員会</u>の意見を聴いて定める。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している<u>寡婦</u>____、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に</p>

改 正 案	現 行
<p>選考して入居させることができる。 （入居補欠者）</p> <p>第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者の他に _____必要と認める数の入居補欠者について、入居順位を定めた上で決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（同居の承認）</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条で定めるところにより</u>、市長の承認を得なければならない。</p> <hr/> <p>（入居の承継）</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条で定めるところにより</u>、市長の承認を得なければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、市長の指定する日から当該市営住宅の入居者になるものとする。</p>	<p>選考して入居させることができる。 （入居補欠者）</p> <p>第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定める _____ ことができる。</p> <p>2 略</p> <p>（同居の承認）</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは _____、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合</u></p> <p>(2) <u>当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合</u></p> <p>3 <u>前項の場合のほか、市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。</u></p> <p>（入居の承継）</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条に定めるところにより</u>、市長の承認を得なければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、市長の指定する日から当該市営住宅の入居者になるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告_____（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法）に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日（第14条_____の規定による承認を受けた者にあっては、同条後段の市長の指定する日）から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求のあったときはこれらの条のそれぞれの規定により市長が期限として定めた_____日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該明渡しの請求のあった日、入居者が死亡したときは当該死亡した日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をそ</p>	<p>2 市長は、前項に規定する承認について、当該入居者又は当該入居者と同居していた者が第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であった場合は、承認してはならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）、収入_____の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 入居者は、前項の_____認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日（第14条第1項の規定による承認を受けた者にあっては、同項後段の市長の指定する日）から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの期限_____として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項_____による明渡しの請求のあったときは、明渡し_____の請求のあった日、入居者が死亡した場合は、死亡_____した日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>の債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u></p> <p>4 第1項の <u>敷金</u>は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p>5 略</p> <p>（収入超過者等に関する認定）</p> <p>第30条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が<u>市営住宅</u>に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額又は令第10条の基準により定めた金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している<u>とき</u>は、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べる<u>ことができる。この場合において</u>、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。</p> <p>（期間通算）</p> <p>第36条 市長が、第8条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した<u>当該</u>市営住宅に入居している期間に通算する。</p>	<p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u> <u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p>4 略</p> <p>（収入超過者等に関する認定）</p> <p>第30条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、<u>市営住宅</u>に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額 <u>を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、</u>当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べる<u>ことができる。この場合において</u>は、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。</p> <p>（期間通算）</p> <p>第36条 市長が、第8条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した<u>当該他の</u>市営住宅に入居している期間に通算する。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第51条の規定による市営住宅の使用については、第52条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第29条まで、第37条から第43条まで及び第68条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第53条」と、第18条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、第37条第1項中「第15条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡し請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第54条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金額を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第51条の規定による市営住宅の使用については、第52条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第29条まで、第37条から第43条まで及び第68条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中、「前2条」とあるのは「第53条」と、第18条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、第37条第1項中「第15条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡し請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第54条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(保証金)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第20条第3項から第5項までの規定並びに第21条の規定は、保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるほか、第20条第3項及び第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第69条 次に掲げる業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>市営住宅の入居者の募集に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市営住宅の家賃の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。</u></p> <p>(4) <u>市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前2号に掲げる業務のほか、市営住宅及び共同施設の管理に関するものうち市長が必要と認めること。</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者の指定の手続については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年さくら市条例第181号）及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年さくら市規則第158号）の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、第1項各号に掲げる業務を適法かつ公正に行わなければならない。</u></p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第70条 略</p>	<p>(保証金)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第20条第3項及び第4項 _____並びに第21条の規定は、保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と読み替えるほか、第20条第3項 _____中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第69条 略</p>

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市営住宅管理条例 (平成 17 年さくら市条例第 160 号)

(8/8)

改 正 案	現 行
<p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第 71 条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 72 条</u> 略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第 73 条</u> 略</p>	<p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第 70 条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 71 条</u> 略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第 72 条</u> 略</p>

令和2年2月

志 くら 市 道 認 定 調 書

志 くら 市

令和元年度 市道路線認定

整理番号	路線名	起 点	終 点	主要な経過地
1	市道U2-47号	さくら市氏家	さくら市氏家	
2	市道U1603号	さくら市櫻野	さくら市櫻野	
3	市道U1604号	さくら市櫻野	さくら市櫻野	
4	市道U1605号	さくら市櫻野	さくら市櫻野	
5	市道U1606号	さくら市櫻野	さくら市櫻野	
6	市道U1607号	さくら市櫻野	さくら市櫻野	
7	市道U1608号	さくら市長久保	さくら市長久保	
8	市道U1609号	さくら市馬場	さくら市馬場	
9	市道U1610号	さくら市馬場	さくら市馬場	
10	市道U1611号	さくら市柿木澤新田	さくら市上野	
11	市道U1612号	さくら市氏家	さくら市氏家	
12	市道U1613号	さくら市氏家	さくら市氏家	
13	市道U1614号	さくら市氏家	さくら市氏家	
14	市道U1615号	さくら市氏家	さくら市氏家	

新規認定路線一覧図

